

■市営住宅の入居者を募集します

建築住宅課 ☎ 65・1277

※単身の人は60歳以上などの別途条件があります。「世帯/単身」は世帯優先になります。
 ※照会中・修繕予定の部屋も含んでいますので、募集戸数が変動する場合があります。
 ※申込者数が募集戸数を超える場合は、公開抽選を行います（7月下旬の平日予定）。

校区	団地名	対象	間取	エレベーター	浴槽	募集戸数	階層	参考家賃
高津	南小松原	世帯	3DK	×	○	4戸	1,2,4F	19,700円～
					×	1戸	1F	13,500円～
	高津	世帯	3DK	×	×	2戸	2,3F	16,700円～
神郷	城下	世帯	3DK	×	×	1戸	1F	17,900円～
惣開	新田	世帯	3DK	×	×	3戸	1～3F	15,700円～
	新田第二	世帯	3DK	×	×	7戸	1,3F	17,900円～
	北新町	世帯	3DK	×	○	7戸	1,3～5F	19,000円～
金栄	西の土居	2世帯	4DK	×	×	1戸	1F	25,600円～
新居浜	新須賀	世帯	3DK	×	×	4戸	2～4F	17,900円～
宮西	泉宮	世帯/単身	3DK	×	×	1戸	2F	10,600円～
	西原	世帯	3DK	×	○	3戸	1～3F	19,000円～
×					1戸	1F	17,600円～	
中萩	治良丸	車椅子用	2DK	×	○	1戸	1F	22,400円～
		世帯	3DK	×	○	11戸	1～3F	21,200円～
	横山南	世帯	3DK	×	○	3戸	2,3F	22,000円～
泉川	松原	世帯	3DK	×	×	5戸	3～5F	16,100円～
			2DK	○	○	9戸	1～8F	21,600円～
	東田	世帯	3DK	○	○	10戸	1～8F	29,200円～

◇入居資格

- ①住宅に困っている人
- ②世帯向け：同居しようとする親族がいる人
- ③市（町村）税などを滞納していないこと
- ④申込世帯の所得合計額から扶養親族などの控除額を差し引いた額を12で割った額が15万8,000円以下であること（障がい者などがある世帯・入居申込者が60歳以上で同居者全員が60歳以上もしくは18歳未満の世帯・同居者に小学校就学時期に達する日までの人がいる世帯は、21万4,000円以下であること）
- ⑤入居申込者（現に同居し、または同居しようとする親族を含む）が暴力団員でないこと
- ⑥緊急連絡人を用意できる人（単身者は別に身元引受人も必要）※連帯保証人不要

◇申込書配布 6月12日(水)～

◇受付期間 6月17日(月)～7月1日(月) 8:30～17:30
 (毎週木曜日は8:30～18:30)

※土・日は6月29日(土)の8:30～17:30のみ受け付け

◇提出書類 申込書、世帯全員の住民票、所得証明書、納税証明書、源泉徴収票など

◇申し込み・問い合わせ先

新居浜市営住宅管理グループ ☎ 47-5218

〒792-0025 一宮町1-6-37 横山ビル1階

市営住宅管理グループ HP ▶

※募集の詳細が確認できます(6/3日～7/1日)。



情報公開制度・個人情報保護制度

総務課 ☎65・12212

市では、公正で開かれた市政と個人情報の適切な取り扱いを推進するため、「情報公開制度」および「個人情報保護制度」を運用しています。

▼情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、皆さんの請求により、市が保有している行政情報（公文書）を公開するものです。

▼個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の取得、利用、管理など個人情報を適正に取り扱うものです。

公文書公開請求の実施機関別の件数と処理状況

実施機関	請求(申出)件数	公開	部分公開	非公開	不存在
市長	75	33	41	0	1
消防長	3	1	2	0	0
教育委員会	4	3	1	0	0
合計	82	37	44	0	1

※実施機関とは、公開請求の対象となる機関で、市長・議会・行政委員会などをいいます。

※個人に関する情報や法令などで禁止されているものは、公開できない場合があります。その場合は、部分公開または非公開となります。

個人情報開示請求の実施機関別の件数と処理状況

実施機関	請求(申出)件数	開示	部分開示	不開示	不存在
市長	5	2	1	2	0
消防長	1	1	0	0	0
合計	6	3	1	2	0

※自己を本人とする保有個人情報について、開示・訂正・利用停止の請求ができます。

※本人以外の個人に関する情報や、法令などで禁止されているものは開示できない場合があります。その場合は、部分開示または不開示となります。

6月は土砂災害防止月間です！

都市計画課 ☎65・1270
危機管理課 ☎65・1282

毎年全国各地で大規模な土砂災害が頻発し、昨年は1471件もの土砂災害が発生しました。土砂災害による被害の防止・軽減を図るには、「**日常の備え**」と「**早めの避難**」が大切です。雨が多くなる季節に備え、今一度、身の回りの危険について、考えてみましょう。

▼土砂災害ってどんなもの？

土砂災害は、大きく「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」の3つに分類されます。

大雨や地震などがきっかけとなり、山やがけが崩れたり、崩れた土砂が雨水や川の水と混じって流れ出たりすることにより、大きな被害をもたらします。

▼どんなところが危険なの？

土砂災害の種類に応じて地形や地質、土地の利用状況などを調査し、土砂災害による被害の恐れがある箇所を、「土砂災害警戒区域」として指定しています。新居浜市内では、合計382箇所の土砂災害警戒区域が指定されています（令和6年4月1日現在）。

市内に未曾有の被害をもたらした平成16年の災害から、今年で20年になります。大切な命や財産を守るため、土砂災害警戒区域や近くの避難場所、安全な避難経路を確認しておきましょう。



平成16年に発生した土砂災害



えひめ土砂災害
情報マップ